

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件
原告 村越 啓雄 外50名
被告 千葉県知事 外2名

準備書面 (19)

平成20年6月4日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴

義 聖



被告千葉県知事外2名指定代理人

鈴木

信 行

川島

雄 子



被告千葉県知事指定代理人

高澤

秀 昭

古谷野

克 己

青木

高 臣

元吉

博 保

松丸

忠 幸

永田

一 海



被告千葉県水道局長指定代理人

海保

芳 久

大類

直 樹

高野

幸 宏



被告千葉県企業庁長指定代理人

鈴	鹿	春	雄
柏	原	憲	夫
篠	原	健	一
土	屋	直	隆



特定多目的ダム法4条に基づく八ッ場ダムの建設に関する基本計画の作成及び変更については、昭和61年に計画が作成され、平成13年9月と平成16年9月に2回変更され（被告ら準備書面（1）の2（3）7～9頁）、現在3回目の計画変更手続が行われているところである。そして、昭和61年の計画作成時と3回目の変更（手続中）における同法15条に基づく千葉県 of ダム使用権の設定の申請等については、被告らの準備書面（18）6・7頁で補充したところであるが、本書面においては、平成13年9月及び平成16年9月の計画変更時における同法15条に基づく千葉県 of ダム使用権の設定の申請等について補充する。

- 1 平成13年の八ッ場ダムの建設に関する基本計画の第1回変更では、工期について「昭和42年度から昭和75年度までの予定」を「昭和42年度から平成22年度までの予定」と変更したものである。

この計画変更の際に、国土交通大臣から、平成13年3月29日付けで関係都県知事としての千葉県知事及びダム使用権設定予定者（水道用水、工業用水）としての千葉県知事に対して意見を求められ、関係都県知事としての千葉県知事は、県議会の議決を経た上で、平成13年7月24日付けで異存のない旨回答し、また、ダム使用権設定予定者（水道用水、工業用水）としての千葉県知事も、平成13年7月、意見のない旨回答している（乙17号証ないし乙19号証。他の関係都県知事及びダム使用権設定予定者についても同じ。）。これを受けて国土交通大臣は、平成13年9月27日に基本計画の変更を行ったものである（国土交通省告示第1475号。乙12号証）。

- 2 平成16年の八ッ場ダムの建設に関する基本計画の第2回変更では、千葉県の工業用水について、取水量「1日最大1万9900 m^3 」（0.23 m^3 /秒）に取水量「1日最大2万0700 m^3 」（0.24 m^3 /秒）を増量し、取水量「1日最大4万0600 m^3 」（0.47 m^3 /秒）

となったほか（乙 2 9 号証 9 頁、乙 4 6 号証 3 枚目）、群馬県などの水道用水で取水量の変更がなされ、さらに「建設に要する費用及びその負担に関する事項」の「約 2 1 1 0 億円」が「約 4 6 0 0 億円」に変更され、あわせて、吾妻川の河川環境改善を図る必要性から、建設の目的に「流水の正常な機能の維持」が新たに追加されたものである。

この計画変更において、ダム使用権設定予定者（工業用水）としての千葉県知事は、平成 1 5 年 1 0 月 2 9 日付けで 1 日最大給水量 3 万 7 7 0 0 m³/日（取水量で 1 日最大 4 万 0 6 0 0 m³（0. 4 7 m³/秒））に変更する旨の申請をし（乙 4 6 号証）、国土交通大臣から、平成 1 5 年 1 1 月 1 1 日付けで関係都県知事としての千葉県知事及びダム使用権設定予定者（水道用水、工業用水）としての千葉県知事に対して意見を求められ、関係都県知事としての千葉県知事は、県議会の議決を経た上で、平成 1 6 年 3 月 2 4 日付けで異議のない旨回答し、また、平成 1 6 年 3 月、ダム使用権設定予定者（水道用水）としての千葉県知事は要請を付して異存のない旨回答し、ダム使用権設定予定者（工業用水）としての千葉県知事は異議のない旨回答している（乙 2 0 号証ないし乙 2 2 号証。他の関係都県知事及びダム使用権設定予定者についても同じ。）。これを受けて国土交通大臣は、平成 1 6 年 9 月 2 8 日に基本計画の変更を行ったものである（国土交通省告示第 1 1 6 4 号。乙 1 3 号証）。

以上